

春日井市水道料金等の軽減及び免除等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市水道事業給水条例（昭和36年春日井市条例第8号。以下「条例」という。）第26条、春日井市水道事業給水条例施行規程（昭和55年春日井市水道事業管理規程第2号。以下「施行規程」という。）第17条の2及び春日井市水道施設分担金徴収規程（昭和48年春日井市水道事業管理規程第2号。以下「分担金徴収規程」という。）第5条の規定による水道料金の計算等の軽減及び免除等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「使用実績水量」とは、次に掲げる水量をいう。

- (1) 前年同時期の使用水量
- (2) 前号によることができないときは、水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下単に「市長」という。）が使用水量が不明であると認めた月の前4月間の平均使用水量
- (3) 前2号のいずれかによることができないときは、市長が定める通常使用されると推定される水量

(使用水量の認定)

第3条 条例第26条第2項の規定により市長が認定する使用水量は、使用実績水量とする。

2 条例第26条第2項第2号の使用水量が不明なときとは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 給水管内に空気が混入したこと等により水道メーター（以下「メーター」という。）が異常回転したとき。
- (2) メーターが故障したとき。
- (3) 天災、メーター埋没、障害物の積載、常時不在その他の理由によりメーターの点検ができないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用水量が不明であると認めたとき。

(料金の軽減)

第4条 施行規程第17条の2第1号の市長が必要と認めるとき、次の各号いずれかに該当するときとし、水道料金を軽減するものとする。

- (1) メーターの取付け不良又はメーターユニオン部不良による漏水のとき。
- (2) 給水装置のうち、地中に埋没した部分、建物の壁中若しくは床下及びそれに類する部分の破損、腐食等による漏水のとき。
- (3) 前各号に定めるもののほか、使用者に全額負担させることが不相当と認められたとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は軽減を行わない。
 - (1) 春日井市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年春日井市水道事業管理規程第6号)に規定する指定給水装置工事事業者以外の者の工事による場合。ただし、やむを得ない場合について、市長の検査を受けたときを除く。
 - (2) 所有者又は使用者が漏水の事実を知らず放置していた場合。
 - (3) 給水装置の十分な管理を怠ったため又は故意と認められる場合。
 - 3 前項の規定により軽減される水道料金は、メーターの点検に基づく使用水量から計算される金額と、同水量が次の各号に掲げる場合に応じて、それぞれの算式により算定した水量から計算された金額との差額とする。
 - (1) 使用実績水量の3倍以内のとき
$$\text{水量} = B + [(A - B) / 2]$$
 - (2) 使用実績水量の3倍を超えるとき
$$\text{水量} = B \times 2$$

A : メーターの点検に基づく使用水量
B : 使用実績水量
 - 4 第1項の水道料金の軽減の期間は、4月を限度とする。
 - 5 施行規程第17条の2第2号の規定は、2系統目の給水装置設置に係る手数料に適用するものとし、同号に該当する場合は、条例第30条第4号に規定する設計審査手数料及び同条第5号に規定する工事検査手数料を免除する。
 - 6 施行規程第17条の2第3号の必要事項は、その都度別に市長が定める。

(水道施設分担金の減免)
- 第5条 分担金徴収規程第5条第4号の公益上その他の理由があるときとは、次の各号のいずれかに該当するときとする。
- (1) 公共施設、病院等において地震等の災害に備えるため、常時2系統以上の給水装置を使用する必要があると認められるとき。
 - (2) 公益上その他の理由があると市長が認めたとき。

(料金等軽減の申請等)
- 第6条 施行規程第17条の2第1号の規定により水道料金の軽減を受けようとする者は、水道料金等軽減申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。
- 2 施行規程第17条の2第2号の規定による手数料の免除を受けようとする者は、手数料免除申請書(第2号様式)を市長に提出するものとする。
 - 3 市長は、前2項の申請があったときは、審査し、速やかにその適否を決定しなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
(春日井市使用水量の認定及び料金軽減に関する要綱の廃止)
- 2 春日井市使用水量の認定及び料金軽減に関する要綱(昭和63年10月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。